

研究活動上の不正行為に関する調査結果の公表について

この度、本学教員が発表した論文について、本学が定める「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」に基づき調査した結果、不正行為の認定を行いましたので公表いたします。

本学では、研究不正防止に向け研究倫理の意識向上に努めてきたところではありますが、このような事態が発生したことは誠に遺憾であります。

このような事態が発生したことを重く受け止め、研究活動に係る研究倫理の更なる徹底を図り、再発防止に向けて取り組んでまいります。

令和4年2月3日

東 北 大 学

問い合わせ先

総務企画部広報室

TEL 022-217-4977

研究活動上の不正行為に関する調査結果について（概要）

国立大学法人東北大学

1. 経緯及び調査結果の概要

本件は、大学院農学研究科所属の准教授が責任著者である論文2編について、研究データ及びオーサーシップに疑義がある旨、令和2年4月27日に農学研究科長より、本学理事・副学長（研究担当）（以下「担当理事」という。）に対し相談が行われたことを契機とするものである。

担当理事は、本学が定める「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」に基づき審査委員会を設置・議論した結果、特定不正行為を行ったとする研究者、態様等、事案の内容から、具体の調査が必要と判断されるため、調査委員会を設置し、調査を開始することが必要であると判断した。

調査の結果、以下のとおり特定不正行為等を認定した。

2. 調査

（1）調査体制

担当理事は、学内委員3名、学外委員3名で構成する調査委員会を設置し、調査を開始した。

調査委員会の構成

委員長	西川 正純（宮城大学食産業学群・学群長）
副委員長	佐藤 幹（東北大学大学院農学研究科・教授）
委員	中山 亨（東北大学大学院工学研究科・教授）
委員	若森 実（東北大学大学院歯学研究科・教授）
委員	中井 雄治（弘前大学地域戦略研究所・教授）
委員	三輪 佳久（齊藤・笹村法律事務所・弁護士）

（2）調査内容

1) 調査対象者

大学院農学研究科所属の准教授

2) 調査期間

令和2年8月18日～令和3年11月9日

3) 対象研究活動

論文2編

4) 調査方法・手順

① 調査すべき事項の整理

- ・研究データ：実験が行われたことの確認、実験と論文に掲載されたデータの整合、データの信頼性
- ・オーサーシップ：どのようにして著者が決定されたのか、論文作成に際して誰がどのような貢献をしたのか

- ・外部資金との関連：疑義内容と各論文の謝辞に記載されている外部資金との関連

② 調査方法

- ・保全したデータ（実験ノート、生データ、電子データ等）の確認
- ・調査対象者及び関係者への事情聴取
- ・当該論文作成のために支出した経費の確認

3. 調査結果

(1) 認定した特定不正行為の種別

改ざん及び盗用

(2) 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為

不適切なオーサーシップ及び謝辞

(3) 特定不正行為に関与したと認定した研究者

大学院農学研究科・准教授

(4) 結論

【改ざん】

対象となる2編の論文には、数値の入れ替えと判断せざるを得ない図表があること、有意差があるように見せかけること、複数の実験を一つの実験としていること、本人の説明に曖昧な点が多いことなどの事実から、データの改ざんがあったと判断した。

各論文の実験におけるマウスの数が異なっていることについては、いずれも1つの実験で行われたことを示す数値に変えられている。このような数値の変更は、すべて一貫して意味のある数値の変更と解される。これらがすべて誤記によるものであり、偶然の一致であるという解釈をするには無理があると考えられる。

【盗用】

ほとんどの動物実験と分析結果を出した学生に事前の了解を得ずデータを使用していることから、盗用と判断せざるを得ない。

【不適切なオーサーシップ】

実験を実施した学生に事前に打診せずに、辻褄合わせ的に論文公表後に打診していることや、データの整理を行った学生が著者に入っていないこと及び著者の順列についても正しいとは言い難く、オーサーシップに問題があったと判断した。

【不適切な謝辞】

両論文の謝辞に、外部資金の支援を受けて行われた旨の記載をしているが、対象となった研究活動との関連は認められず、この点に関しても問題であったと判断した。

本調査結果を調査対象者に通知し、当該調査結果について異議申立てがなされたが、その申立ての内容には、再調査を行うに足る理由が示されていないことから、再調査の必要性は認められないと判断した。

なお、不正行為を認定した論文の作成過程において、直接関係する経費の支出は認められなかった。

4. 特定不正行為の発生要因、再発防止策

(1) 発生要因

調査対象者の、1) 研究に対する姿勢の甘さ、2) 学生の教育についての指導力の欠如、3) 適正なオーサーシップの理解不足、が主たる要因と考えられる。

複数の実験を一つの実験のように見せているという意味においては故意性が一定程度認定され、調査委員会では調査対象者の改ざんと判断した。

数値の誤りについても、その作図・作表が教育目的と説明し、作図・作表を依頼した学生の誤りと弁明しているが、学生に渡した数値ファイルそのものが残っていない。また、経験の少ない学生に対し、群ラベルのないデータを渡して作図・作表を口頭で指示するという大きな問題である。また、仮に学生が誤って作図・作表していたとしても、その図表の確認を怠っていることも大きな問題であり、責任著者による改ざんと判断することが適当であると考えられる。

なお、関連する事柄として、指導する立場にありながら、学生とデータを並べて直接ディスカッションせず、研究室のセミナーのような場でしかディスカッションを行なっていなかった、ということも問題である。

また、ほとんどの動物実験データと分析結果を出した学生に対し、データ使用に関する事前の了解を得ず、著者にも加えないまま多くのデータを使用し論文出版している。このことは盗用に該当すると判断した。

併せて、動物実験に関しても、実験方法に関する認識が極めて甘く、本人が行なったとされる実験についても、手伝った学生に適切な指示がなされていたとは考え難い。

オーサーシップに関しても、適正に行われていたと判断できる説明や資料はなく、これらについては調査対象者の理解不足に起因すると言わざるを得ない。

加えて、調査対象とした2編の論文が、外部資金の成果物ではないにも関わらず、謝辞として記載したことについては、論文作成と外部資金に対する調査対象者の認識の低さに起因すると言わざるを得ない。

(2) 本学が行った措置

これまで述べてきたとおり、根拠が示せないデータや誤った記載が多いことから、調査対象者に対して当該論文の撤回を勧告した。

(3) 再発防止策

本事案が発生したことを鑑み、行動規範や各種指針及び研究倫理教育の徹底、FD等による研究倫理教育の継続的な実施により更なる遵守徹底を図ることが必要であることから、全学的に実施することとして、各種会議等における注意喚起のほか、本事例の内容等を踏まえ、研究者としての行動規範も含めてセミナーを開催する。このセミナーについては毎年定期的実施し、注意喚起・啓蒙を行う。

農学研究科においては、全学的に実施するセミナー等の受講を徹底させるとともに、独自に毎年定期的なFDを実施することで行動規範や各種指針及び研究倫理の遵守徹底を図る。また、論文投稿にあたって責任著者へは、共著、単著を問わず「研究成果発表確認シート」によりオーサーシップなど確認事項について確認し、論文受理・掲載時にシートを事務部へ提出することを徹底する。

調査対象者については、前述のとおり、研究倫理及び各種コンプライアンスの認識が欠如していると言わざるを得ず、オーサーシップについても、公的なICMJEや日本学術振興会及び投稿先のガイドラインに沿ったオーサーシップを確認するなど、再教育が必要であることから、研究倫理教育を再受講させる。

加えて、調査対象者には、データの管理方法、責任著者の役割はもちろんのこと、科学が先人の努力の積み重ねの上にあることから、論文内容が他の研究者に及ぼす影響に思いを巡らせる必要があることを認識させる。